

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：平成26年2月18日（火）午後2時05分～午後3時05分

於：四條畷市保健センター1階集団検診室

<出席委員>：小寺委員長・北川副委員長・山上委員・石井委員・守屋委員・矢田委員・福田委員・久門委員・大滝委員・平山委員・前原委員・森委員・森田委員・本出委員

<事務局職員>：辰巳・岡本

1. 「第2期なわて障がい者プラン（後期計画）―四條畷市障がい者基本計画―」
および「第3期四條畷市障がい福祉計画」
現状と課題及び平成25年度の取り組みについて

事務局より、福祉計画検討委員会資料（別添資料）をもとに説明

2. 福祉計画検討委員会資料に関して質疑

山上委員　現状と課題が明確にされており分かりやすくまとめられている。今後の方向性もきちんと書かれており、四條畷市の状況を把握している。具体的な実施となると、いくつかの課題項目でもあげられていたが「財政」が問題で何もできないのではないだろうか。市として取り組みができるかが肝心であり、それらの事を市長をはじめ議員達は理解してくれているのだろうか。

事務局　通学支援・宿泊体験室の確保については、四條畷市自立支援協議会等でその必要性を議論し、児童発達支援センターについては障がい児施策検討委員会での必要性や事業内容を検討し、事業提案を行い、政策調整等でその必要性等を市として判断し来年度以降の事業として実施していく方針なので一定理解してもらっていると考えている。本市の財政状況としては、新規事業や事業の拡大は厳しい状況にあるが、工夫して必要な事業は実施できるよう努めたい。

山上委員　障がい者と係わる中で出てきた現状と課題であり、一担当課では

対応できないと考えられるので、市長をはじめ議会にそのあたりを理解してほしい。福祉計画検討委員会内で意見しただけでは、市のトップまで声が届かないので、委員会として提言できないだろうか。これらの施策を行うのにどれだけ予算が不足しているのか、実現可能な事なのか市長に聞いてもらいたい。

委員長 市長に提言できる委員会に位置付けられているのか。

事務局 条例について説明

北川委員 作業所等の設置等についてもお金がかかるので、結局財政の問題となる。一番不安な問題は、親亡き後の支援であろう。親亡き後に残された障がい者への支援にもお金がかかる。市長あてに陳情書のような物を作らないと目にも入れてもらえない。

山上委員 最終的には財源の問題。予算がなければ前に進もうにも進めない。親亡き後の問題にしろ、親の気持ちも考慮し、死に際まで考えるようなトップでなくては。優先順位付けをして、せめて一つだけでも実現可能となるよう福祉検討委員会が後押しできるような形を作り、結果を出す事が必要である。

委員長 福祉計画検討委員会が条例に位置付けられた事もあり、市長の諮問機関とならないのだろうか。全ての項目について、「提言」として提出できないのか検討してもらいたい。

山上委員 「お願いします」といった形で良いのでは。

本出委員 障がい児であっても、親はいつか子どもを手放して育てるべきである。夢丸工房の利用者の中でも、50才を過ぎても親が付いてきている人がいる。親離れ子離れも必要である。

森田委員 親が先に亡くなる事はいつも意識している事。ただ、子離れしたいけれど、かわいいのでなかなか離れられない事も事実。将来、子ども達が安心して暮らしていける場があれば、親も安心して子離れできる。

事務局 今回、来年度事業として計画している宿泊体験室を活用した生活訓練事業は、以前、親が骨折して入院し、障がい者が緊急で短期入所を利用せざるを得ない事案があったことや親の会等からも子どもが将来一人で居宅生活できるのか不安であるといった声も聞かれ、自立支援協議会で議論した結果、新たに実施することになった事業である。

入院・入所している人の自立を支援するとともに、親と同居している障がい者が、自立生活の可能性を検討したり、練習できる場として宿泊体験室の整備を進めてきた。

また、就労支援や工賃向上等も必要と考えている。財政面に関しては、収入に見合う支出しかできないため、全ての要望に応えるのは厳しいのが現状ではあるが、親の会や事業所等からの要望書は、市長にまで回覧している。また市長との懇談会時に障がい児の親が実情を切実に訴えられ、そのことを市長が重く受け止め翌日に「親の思いは切実なので実現可能なことは実施するように」という指示をもらったこともある。

児童発達支援センターや通学支援については、議会でも取り上げられ議論されている内容であるので議員もその必要性等は理解していると思われる。

山上委員 就労に関して、四條畷市商工会に連携に向けての働きかけをしたとの事だがその効果は。

事務局 まだ始めたばかりであり、効果までは出ていない。

山上委員 就労に関してお願いまではしていないという事か。

事務局 まだ関係性を築いている段階で、今後、様々な可能性について検討していきたい。

本出委員 自分から仕事に行きたいという意識の人は仕事を続けている。知人に、枚方パークのトイレ清掃の仕事を続けている人がいるが、強い意識を持っている。商工会へ頼むより、障がい者支援してくれている団体を頼っても良いのでは。

久門委員 街中でグリーンファームのバスをたまに見るが以前より人数が増

えているように思える。世間の人々はグリーンファームの事を知っているのだろうか。どういう位置づけの施設か。

事務局 就労継続支援B型の事業所で雇用関係はないが、就労の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行う事業所である。生産活動等から得られた収入から工賃が支払われている。

久門委員 先日、グリーンファーム付近で市民マラソン大会があり、そこでグリーンファームが作っている野菜を販売できなかったのだろうか。いい宣伝にもなっただろう。

山上委員 グリーンファームは作った野菜について、関西スーパーに卸している。

久門委員 様々な所で販売をすれば、利用者たちの自身にもつながるであろう。

事務局 グリーンファームはスーパー等へ野菜を卸すルートを幾つか持っているようには聞いている。工賃向上の取り組みとしては、他の事業所も参加して、楠公シャルのレジ前スペースやラッキー前スペースで授産製品等の販売を月数回行っている。

久門委員 楠公シャル内で障がい事業所が販売しているのを見た事があるが少し買いづらい雰囲気であり、私たちが販売に協力したいという気持ちになった。

本出委員 当事者が自ら販売等を行わないと意味がないと思う。親は障がいの子どもに気を使いすぎるところがあり、それは本人のためにはならないと思う。

守屋委員 研修会について、障がい者差別に関する研修を行ってほしい。何が障がい者にとって差別にあたるのか、健常者側と障がい者側からの視点で考えてほしい。

事務局 障害者差別解消法の中には、何が障がい者差別であるかとの定義がなく、現在、障がい者差別の定義について大阪府が意見集約をし

ているところである。研修については今後開催を検討したい。

石井委員 自分は約 5 年前に障がい者となった。手帳交付時に「障がい福祉サービスのご案内」をもらい説明を受けたが文字が小さく非常に見づらい物であった。だが、いつもらったか定かではないが、5 ページ程でまとめられたサービス一覧については非常に分かりやすく、他市が作っている立派な手引きと比べても、使用しやすい物であった。障がいの研修会に参加した時も、他の生徒が欲しがらる程であった。

事務局 現在「障がい福祉サービスのご案内」は手帳交付時に配布・説明している。その 5 ページ程の資料についてはどのような物であろうか。

石井委員 自分は啜生会病院で透析治療を行っているが、そこに資料として置かれている。また、どのような物か見せに行きます。

事務局 「障がい福祉サービスのご案内」については、手帳取得者に出来るだけ分かりやすいよう工夫して、課員が印刷、製本を行い作っている冊子である。今後、利用しやすいよう工夫していきたい。

3. 「第 4 期四條畷市障がい福祉計画」(案) について

事務局より、第 4 期四條畷市障がい福祉計画策定について資料をもとに説明

4. 第 4 期四條畷市障がい福祉計画策定資料に関して質疑

委員長 四條畷市福祉計画検討委員会に専門事項を調査審議するため、専門部会を置き、四條畷市障がい福祉計画の策定を円滑に進めていく事とする。

平山委員 パブリックコメントをしても意見がほとんどない。意見を出しやすいような工夫をしてほしい。

事務局 他の計画についても、パブリックコメントをしてもほとんど意見がないのが現状。行政として、意見をもらえるような工夫を検討していく必要があるとは考えるが、皆さんも関心を持ってほしい。

平山委員　　私たちも意見をどんどん発信していきたい。

事務局　　第４期四條畷市障がい福祉計画策定にあたり、アンケート調査を予定している。また、ヒアリング等も行い、障がい者や市民の意見を広く取り入れた計画にしていきたい。

福祉計画検討委員会資料

平成 26 年 2 月 18 日
障がい福祉課

「第 2 期なわて障がい者プラン（後期計画）—四條畷市障がい者基本計画—」
および「第 3 期四條畷市障がい福祉計画」の進捗状況について

1 法改正について

- 障害者基本法改正 H23.8 施行
- 障害者総合支援法 H25.4 施行 一部 H26.4 施行
- 障害者差別解消法 H25.6 制定 一部を除き H28.4 施行
- 障害者権利条約発効 H26.2
- 精神保健福祉法改正 H26.4 施行

2 平成 25 年度の重点課題と実績

施策目標 1 成長と学びの支援

- (1) 保育・幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 教育相談体制の充実
- (4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり

■現状と課題

- ①対応職員への支援の不足
- ②グレーゾーンの子どもの増加
- ③障がい児が放課後過ごす場所の不足

障がい児が地域で共に学び共に育つよう、保育所・幼稚園・小学校・中学校等において受け入れをしていますが、対応する職員等が相談できる場所が少ない、グレーゾーンの子どもの増加、就学後の発達をふまえた支援の不足などの課題があります。

また、障がい児が放課後過ごす場所として、ふれあい教室や日中一時支援事業所などの整備に努めていますが、市内には放課後等デイサービス事業所がなく、サービス量が不足しています。

■実績

- ①児童発達支援センターの整備について検討し方針決定
- ②放課後等デイサービスの整備

児童発達支援センターの整備については、障がい児施策検討委員会において機能、設備および人員等について検討し、報告書を作成しました。現在、政策調整を行っているところです。

具体的には、平成27年度を目途に現在のくすの木園の場所で、児童発達支援センターの機能を果たし、平成28年度には、現在の南野西保育所の場所に児童発達支援センターを整備し、障がい児や発達の遅れのある児童やその保護者に対する相談や、保育所等で、集団生活に適応することができるように支援する保育所等訪問支援の整備、計画相談支援等を実施していく予定です。

放課後等デイサービスについては、事業所等に働きかけを行い、平成26年度には新規事業所が数カ所整備できる予定をしています。

■今後の方向性

児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターを拠点に、相談体制の充実、対象となる児童および保護者への支援の拡充、一貫継続した支援の提供、関係機関の連携の強化を設置目的に、児童発達支援センターの整備を図ります。

また、児童発達支援センターの整備に向けて、平成26年度は発達障がい等の研修を引き続き開催します。（対象：市民・保護者・支援者）

■残された課題

- ①職員のスキルアップ
- ②関係機関の連携の強化
- ③財政（設備・人員）

施策目標 2 自立生活に向けた就労の支援

(3) 就労の場の拡充対策の強化

■現状と課題

- ①障がい者庁舎内インターンシップ事業から就労につながりにくい
- ②障がい者の受け入れに対する理解不足
- ④工賃向上

障がい者庁舎内インターンシップ事業の実施や、北河内東障害者就業・生活支援センター等と連携して障がい者の就労支援を実施していますが、就労につながらないケースもあります。効果的な障がい者庁舎内インターンシップ事業の実施方法や職業訓練の実施体制についての検討、就労訓練も含めた受入れに対する理解の促進が課題です。

また、就労継続支援事業所に通う障がい者の意欲向上や工賃向上につながるような支援を行う必要があります。

■実績

- ①障がい者庁舎内インターンシップ事業の実施方法の検討
- ②地元企業への働きかけ
- ③障がい者優先調達指針の策定準備

障がい者庁舎内インターンシップ事業の見直しを行い、障がい者の所属する事業所や北河内東障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、実習前後のカンファレンスを行うとともに本人の就労ニーズや段階に応じた実習体制を整備しました。

また、四條畷市商工会に、今後の連携に向けての働きかけを行いました。

障がい者優先調達指針については現在策定に向けて、事業所情報や他市の情報収集等を行っています。

■今後の方向性

- ①四條畷市商工会との連携の拡充
- ②障がい者優先調達指針の策定

四條畷市商工会との連携を強化し、障がい者雇用や職業訓練等への理解促進を図ります。

障がい者優先調達指針を、平成26年3月を目途に策定します。

■残された課題

- ①就労移行の促進
- ②工賃向上

施策目標3 心身の健康を守る支援

- (1) 障がいの早期発見・早期対応
- (3) 医療・リハビリテーションの充実

■現状と課題

- ①児童発達支援の不足
- ②専門職の不足
- ③放課後等デイサービスの不足
- ④グレーゾーンの子どもの増加
- ⑤保育所等の巡回相談の未実施
- ⑥就学後の発達を踏まえた相談場所の不足
- ⑦リハビリテーションの提供体制の不足

市内の児童発達支援事業所は1か所（市立くすの木園）で、定員が20名、受け入れ年齢が1歳6か月から、駐車場がない、スペースが狭く年齢別・障がい別などでの支援が難しいなどの課題があります。

日中一時支援事業所は増加しましたが、市内に放課後等デイサービスの事業所がなく、希望する人は他市の事業所を利用している現状にあります。

乳幼児健診では、乳幼児の心身の状態を的確に把握し、早期の対応を図るとともに、保護者への支援も行っています。また、保育所や幼稚園、市立くすの木園等と連携し、発達障がい等に関する相談を行い、乳幼児の成長・発達支援と保護者への支援を行っていますが、グレーゾーンの子どもの増加しているとともに、高機能自閉症などは、乳幼児健診での発見は困難な場合もあります。保護者の気づきへの支援のための相談の充実や、保育所等での対応を強化する必要があります。

また、就学前までは保健センターで発達相談を実施していますが、就学後の発達段階を踏まえた相談場所がないなどの課題があります。

リハビリテーションは、保健センターの理学療法士及び作業療法士が必要に応じて提供していますが、ニーズの増加に対応しきれない状況にあります。

■実績

- ①児童発達支援センターの整備について検討し方針決定
- ②放課後等デイサービスの整備

児童発達支援センターの整備については、障がい児施策検討委員会において機能、設備および人員等について検討し、報告書を作成しました。現在、政策調整を行っているところです。

具体的には、平成27年度を目途に現在のくすの木園の場所で、児童発達支援センターの機能を果たし、平成28年度には、現在の南野西保育所の場所に児童発達支援センターを整備し、相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、リハビリテーション等を実施していく予定です。

放課後等デイサービスについては、事業所等に働きかけを行い、平成26年度には新規事業所が数カ所整備できる予定をしています。

■今後の方向性

児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターを拠点に、相談体制の充実、対象となる児童および保護者への支援の拡充、一貫継続した支援の提供、関係機関の連携の強化を設置目的に、児童発達支援センターの整備を図ります。

また、児童発達支援センターの整備に向けて、平成26年度は発達障がい等の研修を引き続き開催します。（対象：市民・保護者・支援者）

■残された課題

- ①職員のスキルアップ
- ②関係機関の連携
- ③リハビリテーションの位置づけ

施策目標 4 住み慣れた地域での生活の支援

- (1) 在宅生活の支援
- (2) 在宅介護の支援
- (3) 日常生活の自立を促す支援
- (4) 地域生活への移行支援

■現状と課題

- ①在宅生活の継続が困難な緊急事態の発生
- ②親亡きあとの将来への不安
- ③入院・入所の長期化

介護者である親等がけがや病気などの緊急の理由で、障がい者が短期入所等を利用せざるを得ない事案が増加してきています。また、本人の障がいの程度や同居家族の状況により、在宅生活の継続が困難となる事案も増加傾向にあります。親の会等でも、親亡きあとの障がい者の生活についての不安が多く聞かれます。

また、長期入院・入所している人の中には、状態が安定し、環境等が整えば退院・退所が可能な人も、数は多くはないですがおられます。

障がい施策として、地域移行への支援は重要とされていますが、長期に入院・入所しているため、地域での生活に対するイメージがわからない、自信がないといった障がい者が多いのが現状です。

■実績

- ①計画相談支援（サービス利用計画作成）による自立支援
- ②自立訓練室の環境整備の検討と提案

特定相談支援事業所によるサービス利用計画の作成等の計画相談支援を実施し、将来を見通したサービス利用や自立支援を行っています。

入院・入所者については、本人や支援者への面談やアンケートの結果により、退院・退所が可能と考えられる人の抽出や検討を行っています。

入院・入所中の障がい者の地域移行のため、または在宅障がい者の単身生活のイメージ作りや練習のための宿泊体験室を利用した生活訓練事業について検討を行い、平成 26 年度から実施を予定しています。

■今後の方向性

- ①計画相談支援・地域相談支援の促進
- ②宿泊体験室を利用した生活訓練事業の実施

■残された課題

- ①特定相談支援事業所の不足
- ②宿泊体験室の確保

施策目標 5 社会参加と自己実現の支援

- (1) 多様なニーズに対応した日中活動
- (2) 生涯を通じた学習・スポーツ・レクレーション活動の支援
- (3) 外出・コミュニケーションの支援

■現状と課題

- ①多様なサービスの不足
- ②通学の際の支援
- ③コミュニケーション支援者の養成

事業所については、徐々に増加傾向にはありますが、障がいの状態に応じた事業所が少ないことや定員の空きのない事業所も多く、特別支援学校の卒業生の多くが他市の事業所を利用している状況にあります。

また、障がい者スポーツ大会や運動会、野外活動等の支援や福祉農園の貸し出しを行っていますが、利用者が固定化している傾向にあります。

通学については、保護者の病気などやむを得ない事由によるガイドヘルパーの派遣は行っていますが、制度化していないため、潜在的なニーズが把握できていません。

コミュニケーション支援のため、手話通訳・要約筆記者の派遣事業を行うとともに、支援者の養成のために、手話講習会・要約筆記者講習会を開催していますが、受講者や登録者数の伸び悩みがあります。

■実績

- ①障がい福祉サービスの整備への事業所への働きかけ
- ②通学支援制度の検討と提案
- ③コミュニケーション支援者の養成

障がい福祉サービスの基盤整備については、グループホーム、短期入所施設

等不足するサービスについて検討するとともに、事業所等へ働きかけを行い、整備を進めています。

平成25年度には、生活介護が1事業所、就労継続支援B型が2事業所が増加しました。また、基準該当生活介護事業所が移転し、生活介護事業所に移行し、就労継続支援事業所1カ所が生活介護事業所に移行しました。

平成26年度には、短期入所・グループホーム等の事業所の開設を予定をしています。

障がい者の社会参加を促進するため、野外活動等を企画し実施を予定しています。

通学支援については、制度化について検討を行い、平成26年度から制度化します。

コミュニケーション支援については、昨年度にひきつづき、入門、基礎講座に加え上級講座を実施し、登録手話通訳者の増員を図りました。

■今後の方向性

- ①第4期四條畷市障がい福祉計画策定
- ②通学支援制度の実施

■残された課題

- ①財源の不足
- ②通学支援等の支援者の不足

施策目標 6 共に暮らし支えあう地域づくりの支援

- (1) 障がいに関する知識の普及・啓発
- (3) 緊急時の安心・安全の確保

■現状と課題

- ①障がい者や障がい福祉サービスに対する啓発の不足
- ②緊急時の体制整備

障害者総合支援法においても、障がいの理解を深めるための研修・啓発は必須事業とされており、まだまだ啓発が必要な状況にあります。

災害等緊急時の備え、安心・安全の確保については、平常時からの取組・対策が行えるよう、災害時要援護者支援制度の推進に努めているところですが、登録者が増加しない、緊急時の体制が十分ではないなどの課題があります。

■実績

- ①障がいの理解を深めるための研修・啓発の実施
- ②災害時要援護者支援制度登録者の増加
- ③地域防災計画の策定

障がいの理解を深めるための研修・啓発を行いました。

具体的には、以下のとおりです。

●障害者総合支援法・成年後見制度リーフレット購入・配布

●研修会の開催

「発達障がいって何だろう」7月

「発達障がい児・者への関わり方～家族・支援者として」8月

「発達障がい児・者を支えるために地域としてできること」9月

「障がい者虐待を防止するための支援」11月

「成年後見制度について～大切な財産や権利を守ろう～」12月

「障がいがあるということ」1月

「精神疾患について学ぼう」3月予定

災害時要援護者支援制度の登録について、対象者に働きかけを行い、登録者の増加を図りました。H25.4.1 38人 → H26.2.7 66人

四條畷市地域防災計画策定にあたり、改正災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者等について追加・修正を行いました。（生活福祉課・高齢福祉課と共同）

■今後の方向性

- ①障がいの理解を深めるための研修・啓発の実施
- ②障害者権利条約・障害者差別解消法等の対応
- ③地域防災計画に基づく全体計画・個別計画等についての検討

■残された課題

- ①差別解消法対応要領の作成の検討
- ②障害者差別解消支援地域協議会の設置の検討
- ③業務の増大への対応

施策目標7 暮らしの安心を守る支援

- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2) 人材の育成・研修
- (3) 障がい者のサービスの利用を支援する仕組み

■現状と課題

- ①特定相談支援事業所の不足
- ②基幹相談支援センターの未設置

本年5月に、2か所の特定相談支援事業所の指定を行いました。体制が整わず、計画相談支援が進んでいない現状にあります。

また、市内に3支援センターを設置しており、実質的な基幹相談支援センターの役割や障がい者虐待防止センターを障がい福祉課が担っていますが、事業内容の充実のためには検討が必要です。

■実績

- ①特定相談支援事業所における計画相談支援の実施
- ②基幹相談支援センター設置の検討

既存の事業所等に働きかけを行い、特定相談支援事業所の整備に努めました。また、指定を行った特定相談支援事業所と協議を行い、計画相談支援を積極的に進めました。

基幹相談支援センターについて、委託の可能性等を検討しましたが、平成26年度からの設置は難しいと判断し、平成27年度からの実施を目指します。

■今後の方向性

- ①計画相談支援の促進
- ②特定相談支援事業所増加への働きかけ

■残された課題

- ①プランの評価
- ②支給決定の判断基準の作成

